

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	47
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埴町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和 3 年 5 月 19 日に公布され、令和 3 年 9 月 1 日に施行されるデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律も改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律も廃止される。法令の条項及び文言を引用している規定を整備するため改正する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>①整備法の施行により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が改正後の「個人情報の保護に関する法律」にまとめられるため、廃止される法律の条項を引用している個人情報保護条例第 2 条及び第 33 条の 2 中の法・条項を個人情報保護法で定義されている条項に改正する。</p> <p>②デジタル庁設置法及び整備法の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正に伴い、条例第 22 条の 3 中の「総務大臣」の字句を「内閣総理大臣」に改める。また、第 19 条第 4 号の新設により、第 4 号以降の号番号が繰り下がるため、条例第 22 条の 3 中、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改正する。</p> <p>③条例中の文書の体裁を整える。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	48
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和 3 年 5 月 19 日に公布され、令和 3 年 9 月 1 日に施行されるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律も改正される。法令の条項を引用している規定を整備するため改正する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>整備法の施行により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正する。第 19 条第 4 号の新設により、第 4 号以降の号番号が繰り下がるため、条例第 1 条中、「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 11 号」に改正する。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	49
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>旧過疎法（過疎地域自立促進特別法）が令和 3 年 3 月末で期限を迎え、新過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）が制定されたため、固定資産税の課税免除について新過疎法の内容に則した基準となるよう改正する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>過疎地域における固定資産税の課税免除に係る該当要件や対象期間の基準等を新過疎法で規定する基準に則した内容に改正する。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日（課税免除に係る規定部分については令和 3 年 4 月 1 日から適用する。）</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	50
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）の一部改正により、個人番号カードは地方公共団体情報システム機構が発行するものと明確化された。なお、同カードの再発行手数料についても、同機構が定めることと改正されたため、手数料徴収条例にて同カード再発行手数料についての規定が令和 3 年 9 月 1 日法施行後に不要となることから、規定を改正する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>番号法の一部改正により、令和 3 年 9 月 1 日施行後の個人番号カードの発行は地方公共団体情報システム機構が行うものとなった。再発行手数料の額についても同機構が定める。</p> <p>同カードについては、当初の平成 28 年 1 月 1 日法施行時、市区町村が発行し、市区町村が再発行手数料を定めるものとされていたことから、当町においても手数料徴収条例にて再交付手数料として 1 枚につき 800 円と定めているが、法改正に伴い、削除する。併せて、手数料に関する第 5 条徴収の時期及び第 6 条手数料の還付等についても改正する。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	51
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税等の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税等の減免に係る財政支援が、令和 3 年度分まで延長されたことにより、適切な取扱ができるよう改正する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>東日本大震災による市町村保険者の国民健康保険税の減免に対する令和 3 年度国民健康保険災害臨時特例補助金及び令和 3 年度特別調整交付金の算定基準、並びに介護保険料の減免に対する令和 3 年度介護保険災害臨時特例補助金及び令和 3 年度特別調整交付金の算定基準に則した減免基準に改正する。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日（令和 3 年 4 月 1 日から適用する。）</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	52
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が、令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、当町の条例も県に準拠した内容であるため、所要の改正をする。</p> <p>【具体的な内容】 占用物件内容の改定</p> <p>【施行期日】 令和 3 年 10 月 1 日から施行。</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	53
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の策定について		
要 旨	<p>【提案理由】</p> <p>現在の埜町過疎地域自立促進計画は平成 28 年度に策定され、令和 3 年 3 月 31 日までの計画であった。</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことにより、過疎債を利用するため、埜町過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により議決を求める。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>埜町過疎地域持続的発展計画（案）のとおり</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	54
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	財産の取得について		
要 旨	<p>【理由】 埴町消防団第1分団第3班の消防ポンプ自動車老朽化に伴う更新で普通自動車免許(3.5t未満)対応の車両を取得をしようとするものである。</p> <p>【具体的な内容】 CD-I型消防自動車専用型普通免許(3.5未満)対応シャシ オートマチック仕様、ダブルキャブ4ドア 主ポンプ：インデューサー付1段ポリユートポンプ(A-2級) 真空ポンプ：無給油ピストン式</p> <p>取得価格：20,350,000円</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	55
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町一般会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町一般会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、主に地方特例交付金・地方交付税・国庫支出金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・繰越金・諸収入・町債等を、歳出で、主に総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・商工費・土木費・教育費等を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 87,521 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 6,906,953 千円とするもの。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	56
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金・繰越金を、歳出では総務費・基金積立金・諸支出金を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 36,454 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 991,229 千円とするもの。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	57
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金・繰越金を、歳出では総務費を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 1,680 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 118,181 千円とするもの。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	58
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金・繰越金を、歳出では総務費を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 736 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 236, 039 千円とするもの。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	59
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では支払基金交付金・繰越金を、歳出では保険給付費・基金積立金・諸支出金を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 26,476 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1,072,360 千円とするもの。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	60
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>令和 3 年度埴町上水道事業会計予算の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 条の収益的収入及び支出の予定額 ・ 第 4 条の資本的収入及び支出の予定額 ・ 第 8 条に定めた経費の金額 <p>について、それぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・ 認定 ・同意・報告	番号	1～7
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会 ・臨時会)		
案件名	決算の認定について		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 2 年度埴町一般会計歳入歳出決算 2. 令和 2 年度埴町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 令和 2 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算 4. 令和 2 年度埴町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 5. 令和 2 年度埴町介護保険特別会計歳入歳出決算 6. 令和 2 年度埴町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 <p>上記 6 会計の決算について地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 令和 2 年度埴町上水道事業会計の剰余金の処分及び決算 <p>地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分の議会の議決を求めるとともに、決算について同法第 32 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。</p>		
担当課	総務課、健康福祉課、生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	健全化判断比率について		
要 旨	【具体的な内容】 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率を報告するもの。 なお、健全化判断比率の各数値はいずれも、早期健全化基準を下回っている。		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	5
提出時期	令和 3 年 9 月 (定例会・臨時会)		
案件名	資金不足比率について		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に基づく資金不足比率を報告するもの。</p> <p>なお、今回報告を行ういずれの会計においても、資金不足は発生していない。</p>		
担当課	総務課		